

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等

P F I 事業

事業者等が付す保険等

令和8年9月

国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業における 事業者等が付す保険等

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）第 9 条及び第 29 条の定めるところにより「小樽開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業」に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保険内容とすることを妨げるものではない。

なお、以下に用いられる用語の意義は、別段の定めのない限り、「事業契約書（案）」（入札説明書 添付 1）の別紙 2 に記載する用語の定義によるものとする。

第 1 施設更新業務等の履行に係る保険

施設更新業務及び工事監理業務の履行に係る保険として、建設工事契約履行保証保険、工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。ただし、入札説明書に定める契約保証金を納付する場合又は契約保証金納付に代わる担保の提供を建設工事契約履行保証保険以外の方法により行う場合には、建設工事契約履行保証保険の付保の必要はない。

1 建設工事契約履行保証保険

（１）保険名称

建設工事契約履行保証保険

（２）保険内容

事業者、施設更新企業又は工事監理企業の契約不履行により事業契約が解除されたことに伴い、事業者が北海道開発局小樽開発建設部（以下「小樽開発建設部」という。）に支払うべき違約金を担保する。

（３）付保条件

- ① 保険の契約期間は、事業者と施設更新企業及び工事監理企業との間における施設更新業務及び工事監理業務の実施に関する契約の締結日から当該契約の終了日までとする。なお、落札者が事業者（応募グループ）を設立しない場合は、小樽開発建設部と代表企業等との事業契約の締結日から施設更新業務及び工事監理業務の完了日までとする。
- ② 保険の契約者は、原則として事業者とし、施設更新企業及び工事監理企業を契約者とする場合は、それぞれ小樽開発建設部を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険金額は、施設更新等業務費（出来高部分払分）及び施設更新等業務費（割賦払分）の合計額の 10%以上とする。なお、事業者又は施設更新企業もしくは工事監理企業のいずれによる契約不履行の場合であっても、保険金額は上記のとおりとする。

2 工事保険

(1) 保険名称

工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容

ＬＥＤ道路照明灯具への更新（以下「ＬＥＤ灯具更新」という。）に係る工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、ＬＥＤ灯具更新に係る全ての工事とする。
- ② 保険期間は、施設更新業務期間（⑥の契約の締結日を始期とし全ての新設ＬＥＤ道路照明の引渡完了日まで）とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は施設更新企業とする。
- ④ 被保険者は、小樽開発建設部及び事業者、施設更新企業、工事監理企業並びにこれらの全ての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、ＬＥＤ道路照明灯具等の選定・調達費（消費税及び地方消費税を含む。）及びＬＥＤ道路照明灯具への更新費（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と施設更新企業との間における施設更新業務の実施に関する契約の締結に合わせて可及的速やかに、遅くとも事業者が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。なお、落札者が事業者（応募グループ）を設立しない場合は、遅くとも施設更新企業が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。
- ⑦ 水災、雪災害危険担保とする。

3 第三者賠償責任保険

(1) 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容

工事遂行に伴って発生した第三者（小樽開発建設部及びその職員、道路利用者、地域住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。なお、工事保険の特約として第三者損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、ＬＥＤ灯具更新の全てとする。
- ② 保険期間は、施設更新業務期間（⑥の契約の締結日を始期とし全ての新設ＬＥＤ道路照明の引渡完了日まで）とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は施設更新企業とする。
- ④ 被保険者は、事業者、施設更新企業、工事監理企業並びにこれらの全ての下請負人等を含むものとする。

- ⑤ 施設更新企業（下請負人等を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と施設更新企業との間における施設更新業務の実施に関する契約の締結に合わせて可及的速やかに、遅くとも事業者が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。なお、落札者が事業者（応募グループ）を設立しない場合は、遅くとも施設更新企業が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。

第2 施設維持修繕業務の履行に係る保険

施設維持修繕業務の履行に係る保険として、履行保証保険、工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。ただし、入札説明書に定める契約保証金を納付する場合又は契約保証金納付に代わる担保の提供を履行保証保険以外の方法により行う場合には、履行保証保険の付保の必要はない。

1 履行保証保険

（1）保険名称

履行保証保険

（2）保険内容

事業者又は施設維持修繕企業の契約不履行により事業契約が解除されたことに伴い、事業者が小樽開発建設部に支払うべき違約金を担保する。

（3）付保条件

- ① 保険の契約期間は、事業者と施設維持修繕企業との間における施設維持修繕業務の実施に関する契約の締結日から事業契約終了日までとする。なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行うことでも差し支えない。落札者が事業者（応募グループ）を設立しない場合は、小樽開発建設部と代表企業等との事業契約の締結日から事業契約終了日までとする。
- ② 保険の契約者は、原則として事業者とし、施設維持修繕企業を契約者とする場合は、小樽開発建設部を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険金額は、施設維持修繕業務費（道路照明施設維持修繕費を除く）の10%以上とする。なお、事業者及び施設維持修繕企業のいずれによる契約不履行の場合であっても、保険金額は上記のとおりとする。

2 工事保険

（1）保険名称

工事保険

（2）保険内容

施設維持修繕業務に係る工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、施設維持修繕業務に係る全ての工事とする。
- ② 保険期間は、施設維持修繕業務の実施期間（令和9年4月1日から事業契約終了日まで）の全期間とする。なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行うことでも差し支えない。
- ③ 保険契約者は、事業者又は施設維持修繕企業とする。
- ④ 被保険者は、小樽開発建設部及び事業者、施設維持修繕企業並びにこれらの全ての下請負人等を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、当該保険期間に対応する施設維持修繕業務費（道路照明施設維持修繕費を除く）とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と施設維持修繕企業との間における施設維持修繕業務の実施に関する契約の締結に合わせて可及的速やかに、遅くとも事業者が本施設の施設維持修繕業務を開始する日までに契約するものとする。なお、落札者が事業者（応募グループ）を設立しない場合は、遅くとも施設維持修繕企業が本施設の施設維持修繕業務を開始する日までに契約するものとする。
- ⑦ 水災、雪災害危険担保とする。

3 第三者賠償責任保険

(1) 保険名称

第三者賠償責任保険

(2) 保険内容

施設維持修繕業務の実施又は施設の管理の瑕疵に起因して発生した第三者（小樽開発建設部及びその職員、道路利用者、地域住民を含む。）に対する事業者又は施設維持修繕企業（その下請負人等を含む。）の負う対人及び対物賠償損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、施設維持修繕対象施設の全てとする。
- ② 保険期間は、施設維持修繕業務の実施期間（令和9年4月1日から事業契約終了日まで）の全期間とする。なお、賠償責任保険は、1年程度の期間ごとに契約更新を行うことでも差し支えない。
- ③ 保険契約者は、事業者又は施設維持修繕企業とする。
- ④ 被保険者は、事業者、施設維持修繕企業並びにその全ての下請負人等とする。
- ⑤ 施設維持修繕企業（下請負人等を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険の契約時期は、事業者と施設維持修繕企業との間における施設維持修繕業務の実施に関する契約の締結に合わせて可及的速やかに、遅くとも事業者が本施設の施設維持修繕業務を開始する日までに契約するものとする。なお、落札者が事業者（応募グループ）を設立しない場合は、遅くとも施設維持修繕企業が本施設の施設維持修繕業

務を開始する日までに契約するものとする。